

「郡山地方の維持管理業務（包括的維持管理業務の拡充）」に対する意見を募集しています。

福島県では、建設業就業者の減少および高齢化の進行等により、今後の河川や道路などの維持管理業務の実施に支障を来す恐れがあることから、発注者として危機意識を持って、持続可能な維持管理体制を構築していく必要があります。

県中建設事務所の郡山地方においては、平成28年度より管内の一部において包括的維持管理業務(※)を導入し、その後、適用業務や適用エリアを順次拡大し、現在は、道路や除雪等については郡山市内全域で包括的維持管理業務を導入しています。また、河川（砂防や急傾斜、港湾を含む）については、日和田地区及び三穂田地区を除く地域で包括的維持管理業務を導入しています。

このたび、県中建設事務所の郡山地方においては、令和9年度よりエリアの拡充を図るため、河川の維持管理についても郡山市内全域で包括的維持管理を導入することとしました。このことについては、管内の建設業者を対象に、令和7年10月及び令和8年4月に意見交換会を開催したところです。

今後の検討の参考とするため、県中建設事務所の郡山地方における包括的維持管理業務に対して、ご意見やご要望がございましたら、下記によりお寄せくださいますようお願い致します。

(※) 包括的維持管理・・・道路・河川・除雪等、複数の維持管理系業務や路河川を包括し、一つの業務にまとめて発注するもの。

記

- 1 募集意見：「郡山地方の維持管理業務（包括的維持管理業務の拡充）について」
- 2 意見様式：県中建設包括的維持管理意見（word）
- 3 回 答 先：メールまたはFAXにてお寄せください。
メールアドレス kentyuu.ken.kanri@pref.fukushima.lg.jp
FAX 024-935-1505
回答：「郡山地方の維持管理業務（包括的維持管理業務の拡充）について」 意見書.docx
- 4 募集締切：令和8年10月30日
- 5 参考資料：福島県公共土木施設維持管理業務に係る基本的な方向性（建設産業室資料）
県中建設事務所の包括的維持管理について（意見交換会資料）

<お問い合わせ：県中建設事務所管理課 024-935-1456>